

資本性ローンご契約にあたって 重要事項のご説明

1. 「劣後特約付金銭消費貸借契約証書」について
2. 「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」について
3. その他の留意事項について

1. 「劣後特約付金銭消費貸借契約証書」について

入力番号・保証区分
4473 0
収入印紙額
円
60,000

印紙欄は、電子契約の場合は表示されません。
書面契約の場合は、項番 1 の借入金額に応じて必要となる収入印紙の額が記載されます。

劣後特約付金銭消費貸借契約証書

1	借入金額	お借入金額、資金使途、ご返済条件などが記載されています。
2	借入金額内訳	
3	資金名	
4	使途（明細は右記【注】のとおり）	
5	償還期限	
6	約定日	
7	償還方法	償還方法は期限一括償還です。償還期限までは約定利息を約定日にお支払いいただきます。
8	適用利率	適用利率は、ご契約日時点で項番 4 の資金使途のとおりご利用いただく場合の適用利率が記載されます。成功判定区分に応じて毎年適用利率を見直します。
9	利息支払方法及び時期	
10	条件違反時利率	借入金を項番 4 及び使途明細に定められた使途以外に流用した場合など、特約条項第 3 条の 2（差額利息の支払義務）に抵触した場合にお支払いいただく利息が記載されています。成功判定区分に応じて毎年条件違反時利率を見直します。
11	その他の契約事項	ご契約において特に守っていただきたい事項が記載されます。

【注】「4 使途」の明細は、下表使途計画のとおりとします。

整理番号	追担	使途明細	数量 (㎡)	予算額 (千円)	資金名
資金使途の明細です。 公庫の資金制度は、国の政策に基づいて、資金ご利用の使途や特別貸付の要件が定められています。					
合 計					

（以下「乙」という。）は、株式会社日本政策金融公庫（以下「甲」という。取扱いは中小企業事業本部 支店。）から、左記条件及び裏面（2 頁目）特約条項を承認のうえ、証書貸付の方法をもって、下記契約日に金員を借り入れて交付を受けることにより、金銭消費貸借契約が成立することを承諾します。また、乙は、同日付けで甲に対して金員を預け入れ、甲が下記の口座に対して金員を振り込む方法により、甲から払出しを受けることを承諾します。

金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号

本契約の成立を証するため、紙による証書正本一通を作成し、各自が記名(署名)押印の上、本書を差し入れ、又は本電磁的記録を作成し、各自が電子署名の上、本電磁的記録を差し入れます。

契約日 令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫 御中

ご融資金のお振込口座をご確認ください。ご返済口座と同じ場合は「今次預金口座振替指定預金口座と同じ」と記載されます。

乙

署名欄の住所・商号・代表者氏名にお間違いのないことをご確認ください。

条文	内容
第1条	(貸付受入金) ▶ 貸付契約日に貸し渡したお金は、同時に公庫がお預かりし、お客様と合意した日に、お申し出の口座等にお振り込みいたします。 ▶ お客様において期限の利益喪失事由に該当するような特別な事情が生じた場合においては、公庫が送金をしないことがありますので、ご注意ください。
第2条	(お客様のご都合による期限前弁済) ▶ 原則として、ご融資後5年間は期限前弁済をいただけません。 ▶ 公庫が承諾し、期限前弁済手数料計算基準日前に期限前弁済を行う場合には、成功判定区分をAとした場合の適用利率に基づいて計算した金額を期限前弁済手数料としてお支払いいただきます。詳細は「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」第1項をご確認ください。 ▶ なお、期限前弁済手数料計算基準日後には、期限前弁済手数料のご負担なく期限前弁済が可能となりますが、まずは公庫にご相談ください。
第2条の2	(反社会的勢力の排除) ▶ お客様が現在及び将来において暴力団等の反社会的勢力(これらに準ずる者を含みます。)に該当しないこと、また、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為を行わないことを表明・確約していただき、仮にそれに反することが判明した場合には、公庫の判断で直ちに債務の弁済等を求め取引を解消させていただきます。

条文	内容
第3条	(期限の利益の喪失) ・ 第1項では、公庫からの通知又は催告がなくても当然に期限の利益を喪失し、借入金の全額を直ちに返済いただくこと、第2項では、公庫の請求によって期限の利益を喪失し、借入金の全額又は一部を直ちに返済いただくことを定めています。 ・ 特に設備資金のお支払(3カ月以内)や支払証拠書類の提出(6カ月以内)が確認できなかった場合、定めた用途以外に借入金を使用した場合、公庫の承諾を受けることなく融資対象物件を売却した場合又は特別貸付の適用条件を満たさないことが判明した場合等においても、ご融資の全額または一部を返済いただきますので、ご注意ください。
第3条の2	(差額利息の支払義務) ・ 資金用途違反があった場合や特別貸付の適用条件を満たさなくなった場合(「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記1又は別記2に定める事項に該当した場合)は、契約締結日に遡って条件違反時利率と適用利率との差額をお支払いいただきます。
第4条	(資金の使用) ・ お借入れの資金については、金銭消費貸借契約証書の「4 用途」に記載された資金用途の内容以外には、利用できません。
第4条の2	(設備資金) ・ お借入れが設備資金の場合、資金のお振込み後、速やかに工事代金等をお支払いいただくとともに、支払証拠書類の写しを公庫にご提出いただきます。

条文	内容
第7条	(不担保特約) ・ 資本性ローンについては、無担保・無保証の制度であり、根抵当権の被担保債権に含まれません。
第8条	(劣後特約) ・ 法的倒産手続において、他のすべての債権(償還順位が同等以下のものを除く。)に比べ償還順位が劣後します。
第11条	(表明、保証) ・ 公庫への提出書類や報告書類にあたっては、真実かつ正確な情報を開示することを表明・保証いただく条項となります。
第12条	(届出、報告) ・ お客様に関し変更があったときは、速やかに届け出てください。
第13条	(提出資料及び調査) ・ 公庫は継続的にお客様の業況を把握する必要があることから、毎決算期ごとに税務申告書、勘定科目明細を含めた決算報告書を提出していただきます。また、資本性ローンにおいては毎四半期ごとに試算表(公庫が必要と認める場合は、更に資金繰表、資金繰予定表及び金融機関取引状況表等)を提出していただきます。ご提出いただけない場合は、繰上償還をしていただきます。 ・ 融資後、資金使途確認等のために公庫が必要と認めた場合は、お客様の事務所等に出向き、必要な書類の確認等をさせていただくことがあります。 ・ 貸付契約日から以降概ね1年以内に民間金融機関から新規融資(短期借入金、長期借入金及び社債を含み、割引手形を含まない。)を受けたかどうか確認します。

条文	内容
第14条	(遵守事項) ・ 資本性ローンは決算書等により成功判定区分を判定し利率が定まりますので、決算書等は法令や公正な会計慣行に従って作成・保持してください。また、成功判定区分「B」が続いた場合には公庫の経営指導を受け入れていただきます。
第18条の2 第19条	(成功判定区分)(適用利率及び条件違反時利率の決定) ・ 貸付契約時及び貸付契約後毎年(民間協調支援型資本性ローンの場合は、貸付契約日の3年後の応当日以降の利率は毎年)、直近の決算書に基づき、税引後当期純利益額に応じた成功判定を行い、利率の見直しを行います。詳細は「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」第4項をご確認ください。 ・ 公庫が成功判定区分の判定に必要な情報の報告及び資料の提出を要請した際には速やかにご報告・ご提出ください。
第20条	(表明保証違反時の措置) ・ 成功判定に必要な情報の報告及び資料の提出が行われなかったときや虚偽の報告を行ったことが判明したときは、ご融資の全額または一部をご返済いただくとともに、違約金をお支払いいただきます。違約金の計算方法については「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」第5項をご確認ください。

条文	内容
第21条	(経営改善計画書の提出及び経営改善への取組) - 成功判定区分が2期連続で「B」となった場合及び3期連続で「B」となった場合には、それぞれ公庫からの経営改善指導を受け入れ、適切な経営改善計画書をご提出いただきます。 - ご契約後、お客様の業績の報告内容と事業計画に一定のかい離(注)がある場合は、公庫は、民間金融機関等に今後の支援方針等を確認のうえ、経営改善指導を行い、必要に応じて事業計画の再策定を支援します。 (注)「一定のかい離」とは、売上高が事業計画に比して概ね80%を下回っており、かつ、税引後当期純利益額が事業計画を下回っていることをいいます。 - 民間協調支援型資本性ローンの場合は、これらの経営改善指導等は、貸付後4年目から実施します。 - 経営改善指導の受け入れを行わない場合等は、繰上償還をしていただきます。

2. 「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」について

公庫資金ご利用にあたっての確認事項

令和 7 年 5 月 2 日 付 劣後特約付金銭消費貸借契約証書（以下「原契約証書」といいます。）に基づく借入金 70,000 千円（以下「本借入金」といいます。）につきましては、次のとおりお取り扱いさせていただきます。

1 期限前弁済手数料の取扱い（特約条項第 2 条）

本借入金の全部又は一部を株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。取扱いは中小企業事業本部。）の承諾を得て期限前に弁済を行う場合、原契約証書裏面（2 頁目）特約条項（以下「特約条項」といいます。）第 2 条第 2 項に定める期限前弁済手数料の金額は、次のとおりとします。

- （1） 期限前弁済手数料計算基準日（令和 14 年 5 月 10 日）の前日以前に期限前弁済を行う場合
弁済日の翌日から期限前弁済手数料計算基準日に至るまでの期間に対応して特約条項第 19 条に定める成功判定区分を「A」とした場合の適用利率（注）に基づいて計算した金額とします。ただし当該成功判定区分に対応する適用利率（注）により計算した（注） 特約条項第 3 条の 2 により原契約証書の契約日にさかのぼって適用します。
- （2） 期限前弁済手数料計算基準日以降に期限前弁済を行う場合
期限前弁済手数料は発生しないものとします。

2 条件違反時の期限の利益喪失（特約条項第 3 条第 2 項）

- （1） 本借入金は、原契約証書に記載した使途（明細を含む。）にのいずれかに該当するとして公庫から請求を受けたときは、特約条項第 3 条第 2 項に定める条件違反時利率（原契約証書の契約日、毎年の利率変更日ごとの各成功判定区分に応じたもの）による利息相当額と適用利率による利息相当額との差額合計額をお支払いいただきます。

- 一 本借入金の全部又は一部を原契約証書に記載した使途（明細を含む。）にのいずれかに該当するとして公庫から請求を受けたときは、特約条項第 3 条第 2 項に定める条件違反時利率（原契約証書の契約日、毎年の利率変更日ごとの各成功判定区分に応じたもの）による利息相当額と適用利率による利息相当額との差額合計額をお支払いいただきます。
- 二 本借入金の全部又は一部を長期（注）にわたり使用しない場合、特約条項第 3 条第 2 項に定める条件違反時利率（原契約証書の契約日、毎年の利率変更日ごとの各成功判定区分に応じたもの）による利息相当額と適用利率による利息相当額との差額合計額をお支払いいただきます。
- 三 支払証書類写しの提出を公庫が相当期間を定めてその提出を求めたにもかかわらず提出しない場合、特約条項第 3 条第 2 項に定める条件違反時利率（原契約証書の契約日、毎年の利率変更日ごとの各成功判定区分に応じたもの）による利息相当額と適用利率による利息相当額との差額合計額をお支払いいただきます。
- 四 公庫の承諾を受けることなく本借入金により取得した資産を売却し、又は取得した資産を当初の目的とは異なる目的で使用したとき。
- 五 原契約証書に定める各条項又は公庫の指示に違反したとき。

（注） 設備資金においては、概ね 3 ヶ月であり、当該設備資金の工事代金等を手形でお支払いされる場合は手形の決済日（買戻したときは買戻し日）が工事代金等の支払日となりますので、原契約証書の契約日から概ね 3 ヶ月以内に決済されるようお願いします。

- （2） その他、別記 1 に定める各事項に該当するとして公庫から請求を受けたときは、特約条項第 3 条第 2 項第 3 号の 2 に基づき、繰上償還していただきます。

3 差額利息のお支払い（特約条項第 3 条の 2）

2（1）又は 2（2）に該当し、公庫から請求を受けたときは、特約条項第 3 条の 2 に基づき、原契約証書の契約日から公庫が指示した日までの間において、原契約証書の契約日にさかのぼって計算した条件違反時利率（原契約証書の契約日、毎年の利率変更日ごとの各成功判定区分に応じたもの）による利息相当額と適用利率による利息相当額との差額合計額をお支払いいただきます。

4 成功判定区分の判定（特約条項第 18 条の 2、第 19 条）

特約条項第 18 条の 2 に定める成功判定区分の判定は、次のとおり行います。ただし、この判定方法によることが合理的でないとき公庫が判断した場合は、公庫の指示するところによるものとします。

- （1） 成功判定区分の判定は、原契約証書表面（1 頁目）8 ただし書記載の利率を決定するにあたって毎年行うものとし、各判定時の成功判定区分に応じ、利率変更日（毎年 5 月 2 日をいい、初回は令和 8 年 5 月 2 日とします。以下同じ。）に利率を変更するものとします。

- （2） 借入人は、公庫に対し、特約条項第 13 条第 1 項に掲げる資料及び成功判定区分の判定に必要なものとして公庫が指示する資料（以下「決算書等」といいます。）を、借入人の各事業年度終了後 3 ヶ月以内に提出します。提出後に修正申告を行った場合は、速やかにその内容を届け出ます。また、借入人に合併、会社分割その他の組織再編等がある場合は、組織再編等の対象となるすべての会社に係る直近の決算書等を速やかに公庫あて提出するものとします。
- （3） 公庫は、各利率変更日の 2 ヶ月前の応当日（利率変更日が月末の場合は、前々月の末日）の前日までに提出された直近の決算書等における税引後当期純利益額に応じ、次表のとおり成功判定区分を判定するものとします。
- なお、決算期変更等があった場合も当該決算書等に基づき判定します。

成功判定区分の判定要件	成功判定区分
税引後当期純利益額 0 以上	A
税引後当期純利益額 0 未満	B

- （4） 借入人に合併、会社分割その他の組織再編等がある場合は、次表に掲げる決算書等における税引後当期純利益額に基づき判定します。

組織再編等に係る効力発生日	成功判定の対象となる決算書等
組織再編等に係る効力発生日が、次回利率変更日の 2 ヶ月前の応当日の前日より前である場合	組織再編等の後に本借入金債務を負担する者（連帯債務者を含みます。）の単体の決算書等（合併及び連帯債務の場合は適宜合算します。）とします。（注）
	単体の決算書等とします。

等が変わる結果、成功判定区分の判定要件に影響を与え、組織再編等がある場合は、組織再編等の後に本借入金債務を負担する者（連帯債務者を含みます。）の単体の決算書等（合併及び連帯債務の場合は適宜合算します。）とします。（注）

繰上償還していただくとともに、次に掲げる計算式による延利息とは別に、公庫に対してお支払いいただきます。

原契約証書の契約日から弁済日の前日までに借入人が公庫に対して支払った利息の総額

「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」は特にご留意いただく事項を記載した書類です。

裏面別記もご確認ください。

記類

株式会社日本政策金融公庫
松本支店 中小企業事業 御中

本内容について、承諾いたしました。

令和 7 年 5 月 2 日

住所
商号
又は名称

印

公庫処理欄	
確認	担当

〔直接貸付用（挑戦支援資本強化特別貸付用）〕

（中小企業事業本部取扱）

20231003 182440

別記1 各適用資金に係る条件違反時の期限の利益喪失に関する事項

(本欄空白)

別記2 挑戦支援資本強化特別貸付（民間協調支援型資本性ローン）に係る遵守事項

- 1 借入人は、原契約証書の契約締結日から3年間、原則として半期に一回、事業計画書の策定支援を実施した民間金融機関（以下「支援金融機関」といいます。）に対して事業計画の進捗状況を報告し、支援金融機関から経営上の助言を受けるものとします。
- 2 借入人は、原契約証書の契約締結日から1年経過ごとに、公庫に対して事業計画の進捗状況及び支援金融機関による経営支援状況等を報告するものとします。なお、この報告は原契約証書の契約締結日が属する月から3ヵ月以内に行い、報告回数は計3回とします。
- 3 借入人は、原則として、原契約証書の契約締結日から3年間、支援金融機関と融資取引を継続するものとします。

「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」は特にご留意いただく事項を記載した書類です。

裏面別記もご確認ください。

項番	内容
1	期限前弁済手数料の取扱い(特約条項第2条) ▶ 期限前弁済手数料計算基準日は「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」1(1)に記載しています。やむを得ず期限前弁済手数料計算基準日前に一部又は全部の繰上償還を希望される場合は、事前に公庫支店にご相談ください。公庫の承諾を得て期限前弁済手数料計算基準日前に繰上償還を行う場合は、期限前弁済手数料をお支払いいただきます。 ▶ 期限前弁済手数料の大まかな計算方法は次のとおりです。 (計算式) 繰上償還を行う元金金額×適用利率(注)×繰上償還を行う日の翌日から期限前弁済手数料計算基準日までの期間 (注)成功判定による利率が確定していない期間(民間協調支援型資本性ローンの場合は、貸付後当初3年間を含みます。)は成功判定区分Aに対応する利率を適用します。 ▶ 期限前弁済手数料計算基準日以降に繰上償還をご希望の場合は、事前に公庫あてにご相談ください(期限前弁済手数料は必要ありません。)
2	条件違反時の期限の利益喪失(特約条項第3条第2項) ▶ 設備資金は速やかに工事業者等へお支払いください。<u>工事業者等への支払い(手形でお支払いされる場合は手形の決済)が貸付契約後概ね3ヵ月以内に行われない場合や、貸付契約後概ね6ヵ月以内に支払証拠書類をご提出いただけない場合は、資金用途違反により繰上償還の対象となります。</u> ▶ 「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記1に記載された事項に該当した場合は、繰上償還の対象となります。

項番	内容						
3	差額利息のお支払い(特約条項第3条の2) 「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」2に該当した場合または別記2に記載された事項に該当した場合は、差額利息お支払いの対象となります。 - 民間協調支援型資本性ローンの場合は、差額利息の計算にあたって、貸付後当初3年間の条件違反時利率は毎年の成功判定区分を遡って判定し、その成功判定区分に応じて決定した条件違反時利率となります。						
4	成功判定区分の判定(特約条項第18条の2、第19条) - 各事業年度終了後3カ月以内に決算関係書類をご提出ください。 - 貸付契約後毎年(民間協調支援型資本性ローンの場合は、貸付契約日の3年後の応当日以降の利率は毎年)、直近の決算書(利率変更日の2カ月前の応当日(利率変更日が月末の場合は、前々月の末日)の前日までに提出されたもの。)に基づき、税引後当期純利益額に応じた成功判定を行い、利率の見直しを行います。成功判定区分の判定は、下表のとおり行います。 なお、決算期変更があった場合も当該決算書により判定します。 おって、お客様に合併その他の組織再編等がある場合は、組織再編等の後に本借入金債務を負担する者の連結決算に基づいて成功判定区分の判定を行うことがあります。 <table> <tr> <th>成功判定区分の判定要件</th><th>成功判定区分</th></tr> <tr> <td>税引後当期純利益額0以上</td><td>A</td></tr> <tr> <td>税引後当期純利益額0未満</td><td>B</td></tr> </table>	成功判定区分の判定要件	成功判定区分	税引後当期純利益額0以上	A	税引後当期純利益額0未満	B
成功判定区分の判定要件	成功判定区分						
税引後当期純利益額0以上	A						
税引後当期純利益額0未満	B						

項番	内容
5	表明保証違反時の措置(特約条項第20条) ▶ 成功判定区分の判定のための決算書等に虚偽の報告があった場合は、繰上償還していただくとともに、違約金をお支払いいただきます。
別記2 (注)	挑戦支援資本強化特別貸付(民間協調支援型資本性ローン)に係る遵守事項 ▶ 以下の①～③の各事項のいずれかが行われない場合は、貸付契約日に遡って貸付後3年間の各利率変更日における成功判定区分を判定し、その成功判定区分に応じて決定した適用利率を適用し、当該適用利率によって計算した利息相当額と、既に支払った利息相当額との差額合計額を徴求します。 ① 貸付後3年間、原則として貸付契約日を基準に半期に1回、支援金融機関に対して事業計画の進捗状況を報告し、支援金融機関から経営上の助言を受けていただきます。 ② 貸付後1年経過ごと、貸付契約日の属する月から3ヵ月以内に、公庫に対して事業計画の進捗状況及び支援金融機関による経営支援状況等をご報告いただきます。 なお、報告回数は計3回とします。 また、当該報告は、所定の報告様式によるものとし、支援金融機関が、事業者の取組みに対する評価及び実施した経営支援の内容等を記載する必要があります。 ③ 原則として、貸付後3年間について、支援金融機関とご融資取引をご継続いただきます。

(注) 別記3の場合もあります。

3. その他の留意事項について

手続	留意事項
預金口座振替手続	▶ 償還約定表の振替指定口座(ご返済口座)にお間違いがないかご確認ください。償還約定表に「別途通知」とある場合は、後日「払込み計算書」をお送りします。 ▶ 成功判定区分に応じて毎年適用利率を見直し、見直し後に償還約定表および通知書をお送りします。 ▶ 万が一、ご返済が遅れた場合は、遅延利息をお支払いいただきます。 ▶ 振替を行っている預金口座を変更される場合は、早めに公庫支店にご連絡ください。
ご融資金の送金	▶ ご融資金は、原則として振込みにてお送りします。送金日は公庫支店担当者とお打ち合わせのうえ、ご決定いただきます。 ご送金の際は、送金手数料として220円(消費税込)をご負担いただいております。 送金手数料にかかる「適格請求書」は、送金日の翌月20日をめどにご郵送します。

ご契約についてご不明な点がある場合は、
中小企業事業の支店担当者までご連絡ください。